

写

令和6年10月10日

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世 殿

熊本地方最低賃金審議会

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 本田 悟士

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、熊本地方最低賃金審議会において付託
された熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器
具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとお
りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

1 公益代表委員

泉 潤、 本田 悟士、 森口 千弘

2 労働者代表委員

小材 和博、 西川 和敏、 峯 哲一

3 使用者代表委員

原山 明博、 山下 学、 笠 浩太

別紙

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

熊本県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務（これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 996円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月15日

写

令和6年10月8日

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世 殿

熊本地方最低賃金審議会

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶

製造・修理業、船用機関製造業

最低賃金専門部会

部会長 倉田 賀世

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船
用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、熊本地方最低賃金審議会において付託された熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

1 公益代表委員

倉田 賀世、 諏佐 マリ、 本田 悟士

2 労働者代表委員

宇土 龍二、 黒木 浩太、 馬場 清治

3 使用者代表委員

岩永 秀則、 小島 徹、 田尻 雅浩

別紙

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

熊本県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,019円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月15日

写

熊 賃 審 発 第 2 1 号
令和 6 年 10 月 16 日

熊本労働局長
金成 真一 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 8 月 21 日付け熊労発基 0821 第 1 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

別紙

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

熊本県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主
要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業
又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組
線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、
袋詰め、箱詰め又はこん包の業務（これらの業務のうち流れ作業で行
う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 996円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月15日

写

資料2-2

熊 賃 審 発 第 20 号
令和6年 10月 16日

熊本労働局長
金成 真一 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用
機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け熊労発基 0821 第1号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの
結論に達したので答申する。

別紙

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

熊本県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,019円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月15日

令和6年度熊本県最低賃金額の改定に関する公益委員見解

今年度、中央最低賃金審議会から示された目安額は、Cランク全体の物価上昇率からすると高すぎるように思えなくもない。ただし、熊本県の物価は九州の中でも相対的に高く、また、実質賃金の低下はここ数年著しい。もとより、最低賃金法で求められる三要素は生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力ではあるが、賃金の低廉な労働者の生活の安定の確保と言った最低賃金法の立法目的も併せ鑑みると、中央最低賃金審議会報告での、消費者物価の上昇から労働者の生計費を重視すべきと言う判断に与するものである。

くわえて、現行の最低賃金水準ではワーキングプアに止まらざるを得ない者が生じ得るといった状況も勘案し、生計費が乏しくなりがちで、非正規、あるいは、未組織の労働者への所得保障の波及効果といった点にも配慮すべきと考えた。

これらを念頭におきつつ、最低賃金法第9条第2項の労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力について、可能なかぎり熊本県下の状況を示す各種指標を総合的に勘案し、以下のとおり見解をとりまとめたものである。

1 改定額

令和6年度の熊本県最低賃金の改定については、以下の額とすることが適当であると考える。その理由については以下の2のとおりである。

改定額：952円（引上げ率：6.01%）

2 理由

(1) 労働者の生計費

熊本県独自の指標ではないが、厚生労働省の毎月勤労統計調査によれば、賃金が上がっても、実質賃金はマイナスである状況が令和三年以降継続している。また、総務省の消費者物価地域差指数によれば、熊本県の物価は九州各県と比較しても相対的に高い。令和5年度の最低賃金水準は九州で4番目となっていることから、相対的に高い物価水準である熊本県の生計費については、苦しい状況に陥りやすいことが推察される。くわえて、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」については、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は、熊本県が入るCランクで平均3.5%であり、熊本市では平均3.0%となっており、Cランク平均を下回っているものの高い水準となっている。

(2) 賃金

本専門部会開催時における県下の実勢賃金水準を調査した結果、県南の最低額でも996円であった（7月30日熊本労働局調べ）。すなわち、実情として、県下の中でも厳

しい経済環境にあるとされている地域においても一定額の賃金が出せている、あるいは、一定額を出さないと、人材確保が困難な実情が看取された。また、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、全国では連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっている。熊本では連合熊本の第4回（最終）集計結果で、全体で4.53%、中小では4.54%となっており、中小の方が高くなっている。

(3) 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されていることから、当専門部会においても、県内の各種統計資料を基に判断することとした。ただし、一部の業況の厳しい産業や企業の状況については配慮する必要があるものとする。

関連する指標を見ると、日本銀行熊本支店の「県内企業短期経済観測調査結果（2024年6月調査）」（以下「6月短観」）では、全産業ベースで「良い」超幅が3月+20→6月+29→9月<予測>+22と拡大している。

なお、使用者側委員から提出された「第131回熊本県内企業業況調査-2024年5月調査-」では今回（2024年4月～6月期）の業況DIは前回（2024年1月～3月期）から7ポイント悪化の-11、先行き（（2024年7月～9月期）は横ばいの-11となっている。同じく使用者側委員から提出された一般社団法人熊本県中小企業家同友会の会員企業を対象として実施された「2024年4-6月期景況調査」の資料での業況判断DIは前期（2024/1-3）12.7→今期（（2024/4-6）10.7→見通し（2024/7-9）5.3となっている。

次に、財務省九州財務局の「法人企業景気予測調査（熊本県の概要）」の直近の令和6年4～6月期調査では経常利益については令和6年度全産業では149.8%の増益見込み、製造業では167.4%の増益見込み、非製造業では8.0%の増益見込みであり、規模別では大企業、中堅企業、中小企業いずれも増益見込みとなっている。日本銀行熊本支店の「6月短観」では2024年度計画の経常利益は全産業では53.2%増、製造業では84.7%増、一方、非製造業では11.1%減となっており、売上高経常利益率は全産業では7.33%増、製造業では12.57%増、非製造業では2.64%増となっている。

くわえて、九州財務局のデーターによれば、倒産よりも廃業が多く、その理由は経営者本人の事情や後継者不足が多数を占めており、賃金の引き上げに伴い企業経営が困難に陥るといった状況は、少なくともデーター上は明らかではない。

ちなみに、TSMCの影響をどこまで考慮するかについて、本審議会の中でも議論があったが、波及効果は十分ではないという主張もあり、直ちに評価に結び付けることは難しいと判断した。

(4) 上記(1)からの(3)を踏まえた検討

当専門部会では、上記(1)から(3)について公労使で真摯に検討を重ねてきた。加えて、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、①労働者の生計費については、上記(1)から、物価の上昇に伴い実質賃金のマイナス状況が継続している。これと共に、九州他県の物価水準と比較して相対的に高い物価水準にある熊本県世帯の生計は、苦しい状況に陥りやすいことが推察され、とりわけ、賃金の低廉な労働者の生活の安定に資する賃金額が望まれる。②賃金については、上記(2)から、県下全域である程度の実勢賃金水準であることが見て取れるとともに、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げは33年ぶりの高い水準となっており、特に熊本では中小の引上げ率が高くなっている。③通常の事業の賃金支払能力については、上記(3)のとおり県内の業況や企業の利益は改善の傾向にあるものの、大企業と中小零細企業との二極化の傾向もある。また、価格転嫁に関しても不十分である事により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なから見られるところである。最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率には一定の限界があると考えられる。

これらと共に、企業の場合、最低賃金額の増加に伴い、賃上げ税制や価格転嫁、各種助成金の活用等、公的支援をうける機会が、労働者に比してより開かれている事に配慮するとともに、近年の熊本県の影響率について、他県と比較した場合の位置づけについても一定の考慮が必要である。

以上の総合考慮に基づき、本年度の熊本県最低賃金の改定額は、「952円（引上げ率：6.01%）」とすることが適当であると考ええる。

写

熊労発基 1003 第1号
令和6年10月3日熊本県知事
木村 敬 殿熊本労働局長
金 成 真 一

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（協力依頼）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度の「熊本県最低賃金」の改正につきましては、熊本地方最低賃金審議会（会長 倉田 賀世）において、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和6年6月21日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）」に配意しつつ、中央最低賃金審議会から示された目安額（熊本県の場合：50円の引上げ）を参考に、最低賃金法9条第2項による3要素※1を総合的に勘案しながら慎重かつ真摯な調査審議が行われた結果、令和6年8月9日、現行の時間額 898 円から 54 円引上げた時間額 952 円とすることが適当である旨の答申がなされました。

※1 3要素・・・①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力

その後、この答申に対する異議申出がなされたことから同月 27 日に同審議会において当該異議申出に関する審議が行われた結果、「答申どおり決定とすることが適当である」との答申がなされたところです。

このため、上記の答申を踏まえ、本職は熊本県最低賃金を時間額 952 円に改正することを決定し、先月 5 日に官報公示を行い、その後 30 日を経過した今月 5 日から発効されますので、現在発効に向けて広く周知を行っているところです※2。

※2 改正最低賃金額等の周知につきましては、令和6年9月25日付け熊労発基0925第1号「熊本県最低賃の改正に係る周知広報について」で依頼させていただいております。）

令和6年度の熊本県最低賃金の改正等は以上のとおりですが、本年度の熊本地方最低賃金審議会における調査審議で「本年度の引上げ額は、一部の中小企業・小規模事業者にとっては賃金支払能力の点で厳しいものであるとともに、最低賃金を引き上げていくためには、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が必要であること」については全委員が共通の認識でした。

このため、令和6年8月27日に、熊本地方最低賃金審議会から本職に対し「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について」の建議が行われたところです(別添参照)。

熊本労働局におきましては、本建議を踏まえ、県内の経済団体、労働団体等と連携し、業務改善助成金をはじめとする各種助成金、補助金、融資の受給や各種税制の活用による生産性向上等の支援、価格転嫁対策、「年収の壁」への支援などに一層取り組んでいくこととしております。

一方、本建議では、記の1(生産性向上等の支援について)において「さらに、生産性向上等の事業者支援については、熊本県や県内の市町村においても支援の充実が図られるよう、働きかけを要望する。」ということも盛り込まれております。

つきましては、貴県におかれましても、県内の中小企業・小規模事業者に対する生産性向上等の支援の実施につきましてご検討いただきますと幸いです。

あわせて、価格転嫁対策につきましては、令和5年12月19日、貴県と当局も含め関係の15機関・団体で締結された「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づき、引き続き取組の推進をお願いいたします。

政府が目指す「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を、熊本県内においても実現するためには、貴県の御協力が不可欠でございます。

本取組の趣旨を御理解賜りますとともに、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

熊 賃 審 発 第 16 号
令 和 6 年 8 月 27 日

熊 本 労 働 局 長
金 成 真 一 殿

熊本地方最低賃金審議会
会 長 倉 田 賀 世

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（建議）

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であることについては全委員の共通の認識であった。

このため、国においては、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記の取組を推進するよう、最低賃金法第 21 条の規定に基づき建議する。

記

1 生産性向上等の支援について

生産性向上の支援については、可能な限り多くの事業者が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。加えて、県内事業者が、必要とする各種の助成金、補助金、融資を受けることができ、また各種税制を活用することができるよう一層の周知広報を求める。

また、「業務改善助成金」については、熊本では一定の活用がなされているところではあるが、更に活用が進むよう周知広報に努めるとともに、できる限り支給に結びつくよう一層の懇切丁寧な対応をお願いする。

さらに、生産性向上等の事業者支援については、熊本県や県内の市町村においても支援の充実が図られるよう、働きかけを要望する。

2 価格転嫁対策等について

価格転嫁対策については、政府においては、令和 5 年 11 月 29 日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（価格転嫁対策ガイドライン）が策定され、これに基づき価格転嫁対策が推進されている。

また、熊本県では、令和5年12月19日に16団体による「価格転嫁の円滑化に関する協定」が締結され、同協定に基づく取組が進められているとともに、令和6年2月29日には「働き方改革推進熊本地方協議会」が開催され、賃金引上げの環境整備等に係る取組等について議論が行われ、価格転嫁対策の一層の推進が確認されている。

価格転嫁の状況について、「価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査結果」（中小企業庁）を見るに、価格転嫁が更に進んでいることが確認できる。一方で「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要であるとされている。

また、熊本県商工会連合会が実施した「第24回経営への影響追跡調査」（令和6年7月26日）では、「価格に十分転嫁できている」は10%と横ばいにとどまっており、価格転嫁はできたが不十分である割合は6割弱を占め、依然として事業者の経営を圧迫している状況が続いている。さらに、コスト要素別（原材料費、電気・ガス・燃料代等、人件労務費）では、人件労務費で「全くできていない」の割合が高くなっている。

加えて、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題がある。

以上のように、価格転嫁については取組が進んできているものの、いまだに十分とは言えない状況である。

このため、県内企業において価格交渉が行われ、十分な価格転嫁ができるよう、引き続き「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（価格転嫁対策ガイドライン）に基づく取組をはじめ各種の価格転嫁対策を強力に推進していくよう要望する。

また、「パートナーシップ構築宣言」についても、一層の推進を要望する。

3 「年収の壁」への支援について

労使折半とされている社会保険料については、最低賃金改正等に伴い一定の収入（※）を超えると、社会保険料の負担が発生する。

※ その収入基準（年収換算で106万円や130万円）がいわゆる「年収の壁」と呼ばれている。

これにより、当該労働者にとっては、目前の手取り収入が減少することから、それを回避するために就業調整を選択するというケースが見受けられ、一方、企業側においても、社会保険料の負担増となるとともに、就業調整による人手不足の影響で事業運営に支障をきたす場合がある。

このため、当面は、企業等に対する短期的支援策として設けられた「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進及びその制度の周知徹底を要望する。

以上

写

熊労発基 1007 第1号
令和6年10月7日熊本市長
大西一史 殿熊本労働局長
金成真一

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（協力依頼）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度の「熊本県最低賃金」の改正につきましては、熊本地方最低賃金審議会（会長 倉田 賀世）において、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和6年6月21日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）」に配意しつつ、中央最低賃金審議会から示された目安額（熊本県の場合：50円の引上げ）を参考に、最低賃金法9条第2項による3要素※1を総合的に勘案しながら慎重かつ真摯な調査審議が行われた結果、令和6年8月9日、現行の時間額 898 円から 54 円引上げた時間額 952 円とすることが適当である旨の答申がなされました。

※1 3要素・・・①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力

その後、この答申に対する異議申出がなされたことから同月 27 日に同審議会において当該異議申出に関する審議が行われた結果、「答申どおり決定とすることが適当である」との答申がなされたところです。

このため、上記の答申を踏まえ、本職は熊本県最低賃金を時間額 952 円に改正することを決定し、先月 5 日に官報公示を行い、その後 30 日を経過した今月 5 日から発効されますので、現在発効に向けて広く周知を行っているところです※2。

※2 改正最低賃金額等の周知につきましては、令和6年9月25日付け熊労発基 0925 第1号「熊本県最低賃金の改正に係る周知広報」で依頼させていただいております。）

令和6年度の熊本県最低賃金の改正等は以上のとおりですが、本年度の熊本地方最低賃金審議会における調査審議で「本年度の引上げ額は、一部の中小企業・小規模事業者にとっては賃金支払能力の点で厳しいものであるとともに、最低賃金を引き上げていくためには、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が必要であること」については全委員が共通の認識でした。

このため、令和6年8月27日に、熊本地方最低賃金審議会から本職に対し「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について」の建議が行われたところです(別添参照)。

熊本労働局におきましては、本建議を踏まえ、県内の経済団体、労働団体等と連携し、業務改善助成金をはじめとする各種助成金、補助金、融資の受給や各種税制の活用による生産性向上等の支援、価格転嫁対策、「年収の壁」への支援などに一層取り組んでいくこととしております。

一方、本建議では、記の1(生産性向上等の支援について)において「さらに、生産性向上等の事業者支援については、熊本県や県内の市町村においても支援の充実が図られるよう、働きかけを要望する。」ということも盛り込まれております。

つきましては、貴市におかれましても、例えば以下のような支援や、その他の生産性向上等の支援の実施につきましてご検討いただきますと幸いです。

- ・事業場内最低賃金を引き上げた事業者に対する新たな補助金の創設
- ・貴市が実施される各種補助事業において賃上げを行った事業者に対する補助率のアップ等
- ・パートナシップ構築宣言を行う企業への市補助事業の加点措置等
- ・業務改善助成金の上乗せ補助

政府が目指す「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を、熊本市内においても実現するためには、貴市の御協力が不可欠でございます。

本取組の趣旨を御理解賜りますとともに、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

熊 賃 審 発 第 16 号
令 和 6 年 8 月 27 日

熊 本 労 働 局 長
金 成 真 一 殿

熊本地方最低賃金審議会
会 長 倉 田 賀 世

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（建議）

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であることについては全委員の共通の認識であった。

このため、国においては、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記を取組を推進するよう、最低賃金法第 21 条の規定に基づき建議する。

記

1 生産性向上等の支援について

生産性向上の支援については、可能な限り多くの事業者が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。加えて、県内事業者が、必要とする各種の助成金、補助金、融資を受けることができ、また各種税制を活用することができるよう一層の周知広報を求める。

また、「業務改善助成金」については、熊本では一定の活用がなされているところではあるが、更に活用が進むよう周知広報に努めるとともに、できる限り支給に結びつくよう一層の懇切丁寧な対応をお願いする。

さらに、生産性向上等の事業者支援については、熊本県や県内の市町村においても支援の充実が図られるよう、働きかけを要望する。

2 価格転嫁対策等について

価格転嫁対策については、政府においては、令和 5 年 11 月 29 日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（価格転嫁対策ガイドライン）が策定され、これに基づき価格転嫁対策が推進されている。

また、熊本県では、令和5年12月19日に16団体による「価格転嫁の円滑化に関する協定」が締結され、同協定に基づく取組が進められているとともに、令和6年2月29日には「働き方改革推進熊本地方協議会」が開催され、賃金引き上げの環境整備等に係る取組等について議論が行われ、価格転嫁対策の一層の推進が確認されている。

価格転嫁の状況について、「価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査結果」（中小企業庁）を見るに、価格転嫁が更に進んでいることが確認できる。一方で「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要であるとされている。

また、熊本県商工会連合会が実施した「第24回経営への影響追跡調査」（令和6年7月26日）では、「価格に十分転嫁できている」は10%と横ばいにとどまっており、価格転嫁はできたが不十分である割合は6割弱を占め、依然として事業者の経営を圧迫している状況が続いている。さらに、コスト要素別（原材料費、電気・ガス・燃料代等、人件労務費）では、人件労務費で「全くできていない」の割合が高くなっている。

加えて、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題がある。

以上のように、価格転嫁については取組が進んできているものの、いまだに十分とは言えない状況である。

このため、県内企業において価格交渉が行われ、十分な価格転嫁ができるよう、引き続き「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（価格転嫁対策ガイドライン）に基づく取組をはじめ各種の価格転嫁対策を強力に推進していくよう要望する。

また、「パートナーシップ構築宣言」についても、一層の推進を要望する。

3 「年収の壁」への支援について

労使折半とされている社会保険料については、最低賃金改正等に伴い一定の収入(※)を超えると、社会保険料の負担が発生する。

※ その収入基準（年収換算で106万円や130万円）がいわゆる「年収の壁」と呼ばれている。

これにより、当該労働者にとっては、目前の手取り収入が減少することから、それを回避するために就業調整を選択するというケースが見受けられ、一方、企業側においても、社会保険料の負担増となるとともに、就業調整による人手不足の影響で事業運営に支障をきたす場合がある。

このため、当面は、企業等に対する短期的支援策として設けられた「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進及びその制度の周知徹底を要望する。

以上